六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北の原谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

鳥取県日野郡日南町

生山字北ノ原　四五七番

霞字滝ヶ谷　六〇一番一及び六〇一番二

六〇一番四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県日野郡日南町生山

字千石岩河原　四六一番二　地先水路敷　一号から三号並びに三十四号及び三十五号

四六一番二　三十二号及び三十三号

字北ノ原

四五九番三　四号及び五号

四五八番　六号から九号まで

四五七番　十号及び十七号

四五六番二　十八号及び十九号

四五五番一　二十号及び二十一号

四五四番　二十二号及び二十三号

四五二番一　二十四号

四五二番二　二十五号

四五二番四　二十六号及び二十七号

四五九番一　二十八号及び二十九号

四六〇番二　三十号及び三十一号

字桝岩山

四六七番　十一号

字平栗ノ向

四六八番一　十二号

字林ヶ谷

四六九番　十三号及び十四号

字場ヶ谷山

五六六番一　十五号及び十六号

○国土交通省告示第九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小串南上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下関市豊浦町大字小串

字権現の下　三九番一　一号から三号まで

四〇番　七号

字福万越　三一番　四号及び五号

三〇番一　六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柊南渓流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第百七号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

山口県山口市下小鯖

字出抜　七二一番三地先道路敷　一号

七二七番七　二号

字高郷　七三五番地先道路敷　三号

七三八番　四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小鯖7

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山口市大字上小鯖字東大平一二三二番地の一四等三角点東大平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から七四度一一分六秒

七四七・一四〇メートルの地点　一号

標柱一号から二二四度二一分四二秒

六〇・四七八メートルの地点　二号

標柱二号から二四六度一分一二秒

九一・六〇六メートルの地点　三号

標柱三号から〇度三九分二秒

五〇・七三七メートルの地点　四号

標柱四号から七八度三三分一九秒

九二・四五〇メートルの地点　五号

標柱五号から四九度二七分一七秒

三三・七二一メートルの地点　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大坪川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市阿東徳佐上

字下大坪　一二一二番一　一号

一二五二番一　二号

一七〇番　三号

一七二番　四号

一六八番　十一号

一〇九七番　十二号

一二〇七番一　十三号

字見ノ越　一一〇二番七二　五号

字中大坪　九一七番　六号

九一一番　七号

一五七番　九号

一〇八一番二六　八号

字上大坪　一〇七五番　十号

○国土交通省告示第九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福根谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

熊本県八代市泉町地内三等三角点堺野を基準とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を結んだ線から川辺川合流点までの区間の福根谷の川の中心線から左右各岸三十六メートルまでの土地の区域（昭和四十四年建設省告示第八百十一号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二四九度〇二分五四秒

五九〇・八三二メートルの地点　一号

標柱一号から二〇〇度一二分三二秒

七三・九六九メートルの地点　二号

○海上保安庁告示第四十四号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

別表巡視艇の部中「CL 261　ことざくら」を削る。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「PC 203202　きたぐも　ゆきぐも」を削る。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「PC 221　こまゆき」を削る。

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「PC 116　しまぐも」を「PC 119116　しまぐも　こまゆき」に改め、「CL 165　てるぎく」を「CL 169165　てるぎく　ことざくら」に改める。

第五条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の部中「CL 239233　こざくら　あいりす」を「CL 259　及び　やまぎく」を削る。